

【すこやか歳時記】
師走の候



政界の大きな変化を見定めて、 自社の事業環境への影響には 早めの対応策を考えて新年へ。

先月は日米ともに政治的な節目となる大きな変化がありました。ご承知のとおり日本の衆議院選挙では与党が過半数割れになって、今後は難しい舵取りを避けられない新内閣が発足しました。一方でアメリカでは大統領選で共和党が返り咲き、上下院ともに共和党が多数派になっています。そして、この変化は年明けの2025年から各界でさまざまな影響が本格化していくことも懸念されています。たとえ支持政党がなく、政治活動には興味がないという場合であっても、事業を取り巻く環境変化につながることは常に考えておく必要があります。自社の事業環境に今後はどのような変化が起こりそうか…など、今年の年末にはしっかり考えながら、つつがなく良い年をお迎えください。

日々是好日カレンダー

12月 DECEMBER	
12月	師走・春待月・年積月・年満月
1日	・食品・添加物等の一斉取締り(～28日) ・世界エイズデー ・いのちの日
2月	・奴隷制度廃止国際デー ・日本人宇宙飛行記念日
3火	・障害者週間(～9日) ・妻の日 ・カレンダーの日 ・みかんの日
4水	・人権週間(～10日) ・血清療法の日 ・E.T.の日
5木	・国際ボランティアデー ・パミュダトトライアングルの日
6金	・音の日 ・姉の日 ・シンフォニー記念日
7土	・大雪 ・国際民間航空デー ・クリスマスツリーの日
8日	・事納め ・針供養 ・レノンズデー ・太平洋戦争開戦記念日
9月	・国際腐敗防止デー ・障害者の日
10火	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11水	・国際山岳デー ・ユニセフ創立記念日 ・胃腸の日 ・百円玉記念日
12木	・児童福祉法公布記念日 ・漢字の日 ・バッテリーの日
13金	・正月事始め ・すす払い ・ビタミンの日 ・美容室の日
14土	・南極の日 ・討ち入りの日
15日	・年末年始の食品等一斉取締り(～1/14) ・年賀郵便特別扱い開始日
16月	・電話創業の日 ・紙の記念日
17火	・飛行機の日
18水	・国際移民デー ・国連加盟記念日 ・東京駅完成記念日
19木	・国際南南協力デー ・日本人初飛行の日
20金	・人間の連帯国際デー ・道路交通法施行記念日 ・ブリの日
21土	・冬至 ・ゆず湯 ・バスケットボールの日
22日	・改正民法公布記念日 ・労働組合法制定記念日
23月	・東京タワー完工記念日 ・テレホンカードの日
24火	・クリスマスイブ
25水	・クリスマス ・昭和改元の日 ・スケートの日
26木	・ボクシングデー ・プロ野球誕生の日
27金	・官公庁御用納め ・浅草仲見世記念日 ・ピーターパンの日
28土	・冬季休業日 ・身体検査の日 ・シネマトグラフの日
29日	・冬季休業日 ・シャンソンの日 ・清水トンネル貫通記念日
30月	・冬季休業日 ・地下鉄記念日 ・取引所大納会
31火	・冬季休業日 ・大晦日 ・大はらい ・除夜 ・シンデレラデー

健康保険制度の変更と弊社の対応について

令和6年(2024年)12月2日より、従来の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードを利用した「マイナ保険証」が基本となる制度変更が実施されます。この重要な変更に伴い、弊所では以下の対応を行わせていただきますのでご案内申し上げます。

<弊所の対応について>

弊所では、円滑な制度移行のため、令和6年12月2日以降の新規加入手続きの際、「資格確認書」の手続きも併せて行ってまいります。

<資格確認書について>

資格確認書は、従来の健康保険証と同様のカードサイズ(プラスチック製)で発行されます。

健康保険の被保険者資格を証明するための書類であり、医療機関での保険診療を受ける際に必要な資格を確認できます。資格確認書の有効期間は4～5年です。

<ご留意いただきたい点>

- ・令和6年12月2日以降、新規の健康保険証発行は行われません。
- ・発行済みの健康保険証は、最大1年間の経過措置期間中(令和7年12月1日まで)は使用可能です。
- ・マイナ保険証を利用するには、事前の利用登録が必要です。
- ・被保険者が退職の際は、資格確認書の有効期限内であれば、資格確認書の回収・返却が必要になります。(現行の保険証と同じです)

弊所では、この制度変更に伴う手続きや疑問点について、随時サポートさせていただきます。ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

12/28(土)～1/5(日)まで冬季休業とさせていただきます。

★青字は人事労務部門に関わる期日です
社会保険料納付期限(12月分は令和7年1月6日)

《今月の特集①》1歳以降の育児休業給付延長手続きの厳格化について

2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが厳格化されます。その内容について解説します。

はじめに

育児休業中の所得補償として雇用保険制度から支給される育児休業給付について、これまでは市区町村の発行する入所保留通知書などにより、子が1歳以降の延長要件を確認していましたが、育児休業または育児休業給付を延長するためにわざと保育所に落ちる育休者の行為が問題とされていました。そのため、2025年4月より育児休業給付の延長手続きが厳格化されることになりました。以下ポイントについて解説します。

育児休業給付の制度

育児休業給付の主な要件は以下の通りです。

- 1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した雇用保険被保険者であること
- 休業開始日前2年間に、原則として賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること
- 一支給単位期間中の就業日数が10日以下または就業した時間数が80時間以下であること

これらの要件を満たす場合、原則として1歳まで休業前賃金の50%~80%が支給されます。ただし、子が1歳時点(または1歳6ヶ月時点)で保育所に入所できない場合にはそれぞれ半年ずつ、最長で子が2歳に達するまで延長されます。育児休業給付の延長は今や一般に認知されており、育休取得者のおよそ3割が1歳以降の延長制度を利用しています。

厳格化の背景にあるもの

「育児休業給付を1歳6ヶ月から最大2歳まで延長するために自治体が発行する入所保留通知書が必要」という制度設計の結果、自治体の負担が増加しました。例えば、「保育所などに入所する意思がないにも関わらず給付延長のためだけに申し込みを行う者への対応」

や「意に反して保育所に内定した者からの苦情対応」などがあり、今回の厳格化は、こうした背景から実施が決定されています。

新たに必要となる書類

2025年4月以降の延長申請の際に次の書類を添付します。

1. 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書(新様式)

入所の保留を積極的に希望していないか、保育所内定を辞退したことはないか、合理的な理由がないのに自宅や職場から離れた保育所のみ申し込みをしていないか、などを育休者本人が申し立てる書類です。

2. 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

保育所等の利用申込書の写しが新たに必要となります。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し(電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの)を保管しなければならない旨を育休者等に伝えましょう。

3. 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

これまでの通り、入所保留通知書等は添付が必要です。

延長可否の判断基準

判定基準として示されているのは「速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること」という要件であり、申立書や申込書などの状況から総合的に延長可否の判断がなされるようです。「最寄りの保育所のサービス品質に不安がある」という理由等が認められるかなど、不明点も多くあり、今後の動向が注目されます。

《今月の特集②》 いまさら聞けない社会保険の随時改定

社会保険は標準報酬月額という等級により管理されており、原則として年1回しか改定しませんが、固定給与の変動による改定もあります。

はじめに

健康保険と厚生年金保険、いわゆる社会保険制度は、保険料徴収や年金等給付など多くの場面において「標準報酬月額」という等級を基準に計算・管理がなされています。所得税・住民税や労働保険などと異なる管理方法であり、制度の誤解や手続きの間違いがしばしば起こります。以下、社会保険の随時改定の仕組みを解説します。

標準報酬月額

社会保険制度では、次の図のように被保険者の給与を「20万円、24万円、30万円」などの切りのいい金額(=標準報酬月額)に当てはめて管理し、その等級で保険料徴収、給付の計算を行っています。

原則として毎月の給与が変わっても、等級は一定

年月	2024/5月	2024/6月	2024/7月	2024/8月
月々の給与	235,442円	210,005円	242,867円	190,500円
標準報酬月額	220,000円	220,000円	220,000円	220,000円
等級(*)	18(15)	18(15)	18(15)	18(15)

※(*)は厚生年金保険の等級。
実際の給与でなく等級に基づき保険料徴収や給付を行う

つまり、(実際の支給給与はさておき)等級に比例して保険料は高くなり、給付額が多くなるという構造になっています。

定時決定 = 年1回の等級決め直し

等級と実際の給与が乖離しないように、毎年4~6月支給の給与の平均額を用いて、9月分以降1年の等級を決め直します。この年1回の作業を「**定時決定**」と呼び、**算定基礎届**の提出によって行います。

4~6月の給与を平均するのは、おそらく4月に定期昇給する企業が多いと考えられていることからでしょう。なお、4~6月に毎年極端に残業手当が多いなどの事情により被保険者の実態給与とあまりにかけ離れる場合は、年間平均給与を元に定時決定するなどの例外的な取り扱いも設けられています。

随時改定 = 途中の等級改定

社会保険の等級制度は前述した通り、一度決めた等級を翌年8月まで改定しない仕組みですが、昇給などのため2等級以上の変動がある場合は、途中で等級改定を手続きしなければなりません。この手続きを「**随時改定**」といい、**月額変更届**を用いて届け出ます。

随時改定のポイント

この随時改定のポイントは以下の3つです。

1. 固定的賃金の変動により発動

残業代など変動賃金がたまたま上下してもこの随時改定の対象となりません。基本給や各種手当など固定的に支払っている給与が変動することが随時改定の条件となります。

2. 改定月以降3ヶ月の平均給与と既存等級を比較

固定的賃金の変動した月以後3ヶ月の平均給与と既存の等級を比較します。

3. 原則として2等級以上の変動が対象

上記の比較の結果、原則として2等級以上の変動があったときに随時改定の対象となります。注意すべきは、給与変動後3ヶ月の平均給与には残業代などの変動賃金も算入しなければならない点です。例えば基本給が100円昇給しただけでも、その月から3ヶ月の残業がたまたま多かった場合などは、随時改定の対象となる可能性があることとなります。

基本給は100円だけ昇給

年月	2024/10月	2024/11月	2024/12月	2025/1月
基本給	220,000円	220,100円	220,100円	220,100円
残業代	5,000円	30,000円	30,000円	30,000円
合計	225,000円	250,100円	250,100円	250,100円
標準報酬月額	220,000円	220,000円	220,000円	220,000円
等級(*)	18(15)	18(15)	18(15)	18(15)

固定給昇給幅はわずかでも残業代との合計3ヶ月平均額が既存等級から2等級変わっていれば随時改定対象

給与のデジタル払いについて

給与のデジタル払いとは、従来の現金手渡しや銀行振込に代わり、電子マネーなどで従業員の給与を支払う方法です。2023年4月の法改正により、厚生労働省指定の資金移動事業者によるサービスが給与支払いに利用可能となり、同年8月には「PayPay」が初めて事業者指定を受けました。今後の給与デジタル払いについての注意点や導入方法について解説します。

〈給与デジタル払いの注意点〉

給与デジタル払いは、労働基準法第24条(賃金の支払い)に基づき、以下の要件を満たす必要があります。

デジタル払いの種類	厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者(現在 PayPay のみ)を通じて行うこと
現金化と無料引き出し	デジタル払いされた賃金は現金化が可能であり、少なくとも月1回は無料で引き出すための手段が提供されること
上限	資金移動業者のアカウントの残高上限100万円までとし、超過分は紐付けた銀行口座へ振り込まれること(PayPayのアカウントに保有できる給与の上限額は20万円)
労働者の同意	デジタル払いは労働者が希望したときにのみ選択できること(雇用者が強制することは認められない)
労使協定	給与のデジタル払いに関する労使協定の締結が事前にされていること

〈実際の導入手順〉

1. 内容の検討
2. 労使協定の締結
3. 個別の労働者との合意・アカウント情報等の収集

詳細は、お気軽にお問い合わせください。

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
柴田 祐一朗



皆様、こんにちは給与課を担当しております。柴田 祐一朗です。初心を忘れず精進していこうと思っております。

- Q 趣味を教えてください
- A 今年の趣味は筋トレです。自分のフォームが変わるのはとても気分がいいです。リフレッシュにもなり仕事にもプラスに働いています。
- Q 特技はありますか
- A 特技と言うかライフワークの一つとして競技麻雀に取り組んでおります。昔に比べクリーンなイメージになってきて嬉しい限りです。主に大会やリーグ戦に取り組んでおります。
- Q 好きな本はなんですか
- A 上橋菜穂子先生の本をよく読んでおります。ファンタジー要素や先生専門の文化人類学要素が多くありとても読み応えのある書が多くあります。

個人的には「守破離」の「破」段階にきていると考えておりますのでよりよい手法を取り入れ発展させて行きたいと考えております。

当事務所について

労務ジャパン株式会社
福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》
〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



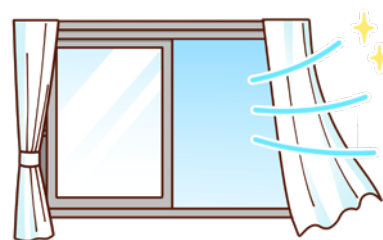
すこやか労務月報

[12月版]
No.91

コロッと忘れず、コロナも注意を!!

冬季は感染症が増えるシーズンです。季節性インフルエンザやノロウイルスはもちろん、新型コロナウイルスの感染もまだまだ注意が必要です。5類に移行されてから報道も減って、忘れがちになっている人もいますが、2020年以降の新型コロナウイルスによる累計死者数はすでに10万人を超えました。2023年の一年間では3万8,080人で、ピークだった2022年の4万7,638人より減っているとはいえ、死亡に至るケースは今でも少なくありません。あらためて換気やマスク着用など状況に応じたコロナ対策にもご注意ください。

また、冬季は暖房使用による火災も増えるので火の元には注意を徹底してください。凍結による転倒・転落事故や交通事故にもご注意ください。飲酒運転はもちろん厳禁です。



12月の
注意ポイント

- その① 冬季の感染症予防はあらためて基本対策を!!
- その② 火の用心を徹底して消火器などの点検も!!
- その③ 凍結による転倒・転落事故や交通安全も!!